

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)					
				()					
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	事業場外労働に関する協定で定める時間	延長することができる時間			期間
						1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
① 下記②に該当しない労働者									
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者									
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間	

協定の成立年月日 平成 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名
氏名 (印)

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ()

使用者 職名

平成 年 月 日 氏名 (印)

----- 労働基準監督署長 殿

一定期間についての延長時間は、毎月●日を起算日として1カ月●時間とする。ただし臨時の受注、納期の変更や遅延等の特別の事情が生じた時は、労使の協議を経て1カ月●時間、1年●時間まで延長することができる。この場合、延長時間をさらに延長する回数は、●回までとする。なお、延長時間が1カ月●時間及び1年●時間を超えた場合の割増賃金率は●%とする。以上、特別条項付協定をする。